

介護でお困りではいませんか？

歩くことが不安



リハビリをしたい



物忘れがひどくなった



ベッドや車いすを借りたい



掃除や洗濯ができない



お風呂に入れない



私たち

ケアマネジャーが
在宅生活のお手伝いを
させていただきます！



介護保険のこと等、
何でもお気軽に
ご相談ください。

(無料です)

いつまでも、住み慣れた地域で暮らすために、
利用者さまの意向に沿ったサービスの提案と、
総合的なつながりを活かした支援をいたします。



居宅介護支援事業所 ふくわらい

〒921-8163

金沢市横川5丁目5-21

☎ 076-259-1123

(裏面もご覧ください)

介護保険制度について

65歳以上で、原因を問わず日常生活に支障を生じ、介護や支援が必要になった場合、申請することで様々な介護サービスが利用できます。また、40歳から64歳でも利用できる場合があります（特定疾病に該当する場合）。

1. 介護保険で利用できるサービス

＜在宅サービス＞

- ・訪問介護（ホームヘルパー） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリ ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等） ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
- ・介護タクシー

＜施設サービス＞

- ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設

2. 利用料

サービスを利用した場合の自己負担は原則1割です。所得に応じて、負担を軽減する制度もあります。また施設サービスの場合、居住費や食費等が別途かかるほか、所得等によって費用が異なります。

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※介護報酬1単位あたりの単価は、通常1単位10円で計算しますが、人件費等の地域差を補正するため、地域区分が設けられています。

3. 申請窓口

住民票のある市役所・町村役場の介護保険課（自治体によって名称が異なります）。

「居宅介護支援事業所 ふくわらい」のケアマネジャーが申請の代行もいたします。（無料です）

4. その他

自治体独自で設けている福祉サービスもあります。

※介護保険制度についてはいろいろとわかりづらいところがあります。何でもお気軽にお問合せください。

